第明治三十五種郵便物認可　年三月三十一日

平成２１年（フ）第４０４２号
大阪府寝屋川市香里北之町24番５―609号
債務者　東　　和美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０４３号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番３―102号
債務者　岩川　　力
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６０号
大阪府交野市星田５丁目29番８―403号
債務者　堀家由美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１０８号
大阪府枚方市東山１丁目45番地　214
債務者　原田　朋広
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７７号
大阪府東大阪市太平寺１丁目７番３号　長谷川敏彦方
債務者　三浦　京子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３８２号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番37―503号
債務者　人之間千恵
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４９２号
大阪府大東市北条３丁目６番37号　メゾンドフローレン302号
債務者　天野　昌幸（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５５０号
大阪府茨木市南安威２丁目４番７―408号
債務者　本坊　佳信
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５７号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番19―1006号
債務者　藤掛　恵理（旧姓濵名）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８２６号
大阪府枚方市三矢町１番11―19号
債務者　田岡　安恵
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９６号
大阪市平野区長吉出戸８丁目10番１―1110号
債務者　島内まゆみ（旧姓因幡）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３０号
大阪市城東区森之宮２丁目６番18―505号
債務者　上田　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３５号
大阪府東大阪市渋川町１丁目９番10号　フレーシア布施306号
債務者　松井　郁代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３７号
大阪市住吉区万代東３丁目４番26号　ロイヤルパレス奥村301号
債務者　西村　暢子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４６号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―1010号
債務者　川脇　一男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５号
兵庫県丹波市柏原町柏原2071番地７
債務者　徳田　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地４―304号
債務者　足立紀美代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係